平成２２年（フ）第４５８号
神奈川県南足柄市関本129番地２
債務者　小野寺弘子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２８１号
新潟市東区牡丹山３丁目１番６号、前住所新潟市東区はなみずき１丁目５番９号
債務者　早川　賀代
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９０号
新潟市西区寺尾上４丁目17番15号　ホンダマンション401号、前住所新潟県燕市五千石3542番地１　リバーサイド分水102号
債務者　五十嵐秀雄
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０４号
新潟市江南区所島１丁目８番13号
債務者　高桑　　勇
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１８号
新潟市北区松浜新町17番12号
債務者　飯田　　勉
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１９号
新潟市北区松浜新町17番12号
債務者　飯田　博美
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２３号
新潟市東区東中島１丁目１番19―1923号
債務者　谷　麻美子
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２４号
新潟市西区藤野木193番地
債務者　石川　孝雄
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２９号
新潟県燕市吉田旭町３丁目３番11号、前住所新潟県燕市吉田旭町３丁目１番２号
債務者　土田　眞五
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５６号
新潟市西区寺尾西３丁目13番１号　サングリーンマンション206号、前住所新潟市中央区関屋恵町４番33号　樋口アパート16号
債務者　渡辺　久則
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７号
新潟県新発田市金谷128番地
債務者　荒井　春妃
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３６９号
京都市右京区西京極東池田町39番地　アフリー太田401
債務者　Ｃａｆｅ’ｃｈｏｃｏｌａｔ出町柳店こと　山中　万里
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１23棟201号
債務者　宇野　朝美
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６３３号
石川県加賀市山中温泉東町１―ホ―10、申立時の住所京都市伏見区向島清水町47番地の１向島市営住宅11―２棟812号
債務者　滝澤　裕二
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
京都府宇治市伊勢田町井尻20番地　メゾンレポス伊勢田102号
債務者　髙濱かおる（債務発生時の姓佐原）
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３４号
京都府宇治市五ケ庄西浦40番地の111、申立時の住所京都府宇治市木幡南山63番地の７
債務者　坂本　拓人
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８４号
京都市山科区大宅五反畑町２番地１　メゾンタカヤマ202
債務者　芝田　初美
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係